

文教厚生常任委員会

三歳未満児の一部負担を

三割から二割へ軽減

国民健康保険条例の一部改正について

主な改正点は、三歳未満の乳幼児の一部負担金を二割負担へ軽減し、老人保健制度の対象年齢が七五歳に引き上げられたことにより、本年十月一日以降に七〇歳に達する者を引き続き国民健康保険の対象とし、一部負担金を一割負担にしようとするものである。なお、十月一日以前に七〇歳に達している者で、既に老人保健制度に移行している者は、そのまま老人保健制度の対象者となる。

宮之城町一般会計補正予算（第七号）の関係分

町内全小学校に

パソコン設置完了

問 町有温泉施設のレジオネラ菌の検査態勢を強化すべきでは。

答 今回、敬老園の検査を行うが、既にいぬまき荘等も、検査を依頼済みである。今後の検査については、利用者が高齢者であることから、定期的を実施する方向で検討したい。

問 町内全小学校に、パーソナルコンピュータ一四五台の設置を完了したが、パソコンの各授業における活用と教師の指導力向上については。

答 小学校の低学年では「パソコンに慣れ親しむ」、中学年では「パソコンの基本操作を覚える」、高学年では「パソコンを活用する」の各学年ご

との目標を持って、活用している。

教師の指導力の向上については、各種研修等により、ワープロ機能・表計算機能については、ほとんどの教員が使用できる状況である。今後、指導力の向上に努めるとともに、ソフトの充実や授業の指導方法の改善を図っていきたい。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

対象者が増加、給付負担増

問 今回の国民健康保険法の改正で、老人保健の対象年齢が七五歳に引き上げられたが、これによる国民健康保険特別会計への影響は。

答 年齢が七五歳までに引き上げられたことにより、給付対象者が増え、給付負担が膨らむものと予想されるが、老人保健会計への拠出金が減少することから、総体的には大幅な負担増はないと思われる。

介護保険事業特別会計補正予算（第二号）

見直し保険料、一割増試算

問 今年度は介護保険料の見直しの年であるが、本町の現状と今後の動向は。

答 介護保険も開始から三年目を迎えたが、順調な運営がなされている。現在の状況は、本年六月分で認定者九一九人、利用者は在宅五二〇人、施設二一三人の合計七三三人、受給率七九・八割である。毎月の介護費用額は、約一億一千万円を超えている状況である。本町においては、今年度も当初見込んだ事業計画の範囲内で運営できる見込みである。また、国の六ヶ月の調査による介護保険料の試算では、現行の保険料三、〇〇〇円に対して、試算の保険料は三、六〇〇円である。これは高齢者実態調査による高齢者の利用意向・要望等も含んだ金額であり、現在の給付実績から試算すると、本町の保険料は三、三〇〇円程度と試算される。